

令和6年度 小美玉市放課後児童クラブ ご利用の案内

(R6.6.1 現在)

1. 放課後児童クラブとは

放課後に保護者の就労等で家庭が留守になり家庭保育が困難な児童を対象に、適切な「遊び」と「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。

2. 放課後児童クラブの利用申請ができる方

- ・小美玉市内の小学校もしくは義務教育学校（前期課程）の1年生～6年生

※通学中の小学校もしくは義務教育学校（前期課程）敷地内にある放課後児童クラブのご利用となります。

※玉里学園義務教育学校区については、公立の児童クラブは開設せず、民間運営の児童クラブのみとなります。民間の児童クラブについては、各児童クラブへ直接お申し込みください。

※「長期・臨時」のみ利用希望の方の申込方法が変わりました。事前に申し込みが必要です。ただし、「長期・臨時」のみ利用希望の方は、定員に空きのある場合のみ利用可能です。

- ・保護者の方が次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 就労に従事している場合
- ② 保護者が妊娠中または産後間もないとき
- ③ 保護者が病気負傷または、心身に障がいがあるために子どもの保育ができない場合
- ④ 病気や心身に障がいのある親族などの看護をしなければならない場合 等

※これらに該当している場合でも受入に余裕がないときは、入所の調整に時間を要する場合があります。

3. 令和6年度 利用対象期間

令和6年7月20日（土）から令和6年8月31日（土）まで

4. 利用区分と開設日・開設時間（小学1年生～6年生共通）

利用区分		開設日	開設時間（基本）	開設時間（延長）	
通常	1年を通して利用	学校の授業のある月～金曜日	放課後～午後6時まで	午後6時30分	
		1, 2学期の土曜日、 県民の日等の学校休業日	午前8時～午後6時まで		
長期	春・夏・冬休み期間のみ利用	春・夏・冬休み期間の月～土曜日	午前8時～午後6時まで	午後6時30分	午前7時30分
臨時	病気等の理由による一時的な利用（2の②③④該当者）	通常・長期区分の開設日のうち数日間の臨時利用 ※該当利用の確認書類が必要となります	午前8時～午後6時まで	午後6時30分	午前7時30分

6. 閉設日

日曜日・国民の祝日・8月13日～15日・12月29日～翌年1月3日・運動会実施日（順延となった場合も含む）・台風、大雪等により学校が短縮または休校時・集団風邪等により学級閉鎖の場合（当人が健康であっても学校と同様の扱いとなるため利用できません。）その他、特に市長が認めた日

7. 募集期間

※「長期」のみ「臨時」は定員に空きがある場合のみ利用可

利用区分	利用期間	募集期間
通常	1年を通して利用	利用前月15日までに提出→→利用月1日から利用可 利用前月末日までに提出→→利用月16日から利用可
長期	夏休み	令和6年6月3日(月)～6月21日(金)
	冬休み・学年末春休み	事前に申し込みが必要であり、別途ご案内します。
臨時	病気等の理由による一時的な利用 (2の②③④該当者)	ご利用希望の際は、こども課までご相談ください。

8. その他

・受付時に必要な書類がすべて揃っていないと申請はできませんので、ご不明な点がある場合は、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

- ・前年度に利用料の滞納がある方は申込ができません。ご利用前に全て納付してください。
- ・月の途中で入会・退会した場合、利用料の日割りは行いませんのでご了承ください。
- ・障がいのある児童については、身体障害者手帳等を持参するなど、事前にこども課にご相談ください。
- ・入会后、以下のいずれかに該当すると認められたときは利用の制限や停止をすることがあります。

- ① 利用要件を満たさなくなったとき
- ② 児童が集団行動に不適であるとき
- ③ 保護者負担金を滞納したとき
- ④ 開設・閉設時間を守らないなど運営に支障が生じる行為を行ったとき
- ⑤ 負担金を滞納し、督促状の納入期限を経過しても滞納が続いたとき

・定員を超える申し込みがあった場合は、下記の方を優先とさせていただきます。

受け入れの優先順位 ①1～3年生 ②低学年の兄弟がいる4～6年生 ③4～6年生
区分の優先順位 ①通常利用 ②長期休業期間 ③臨時利用（申込時要相談）

9. 申し込みに必要な書類

- ① 入会申請書・・・・・・・・・・児童1名につき1枚
- ② 入会に関する確認票・・・・・・・・1世帯につき1枚
- ③ 児童手当特例給付に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書・・・1世帯につき1枚
- ④ 放課後児童クラブ利用の必要性を確認できる証明書等・・・・・・・・保護者1名につき1枚

※④については、利用を必要とする理由によって提出書類が異なります。父母及び同居の（敷地内同居も含む）6歳未満の祖父母等を対象に裏面のいずれかの書類が必要です。

放課後児童クラブの利用を必要とする理由		必要な書類
① 就労	A.会社にお勤めの方 (外勤や内勤の場合)	就労証明書 (就労先に記入を依頼してください) ※派遣のより就労されている場合は、派遣元の企業等で記入してください
	B.自営業・農業に従事している方 (ア及びイ)	ア 就労証明書(自身で記入してください) イ 下記いずれか ・令和5年分の「確定申告書」の写し ・令和6年度分の「市・県民税申告書」の写し ※自営業の従業員や専従者の親族の方は事業主に記入を依頼してください。この場合は提出不要です
	C.内定 (申込時点で就労していないが、採用が内定されている場合)	・内定通知の写し (その他、内容の確認できる書類の写しを添付)
② 妊娠・出産		・母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日のページ又は出生届出済証明のページ)
③ 障がい(ア及びイ)		ア 申告書 イ 障害者手帳の写し
④ 疾病(ア及びイ)		ア 申告書 イ 下記いずれか ・入院申請書の写し ・医師の診断書の写し (その他、内容の確認できる書類の写しを添付)
⑤ 介護・看護(ア及びイ)		ア 申告書 イ 介護保険被保険者証の写し(被保険者氏名と要介護状態区分(要介護度)が掲載されているページ)
⑥ 求職活動(ア及びイ)		・誓約書 ・ハローワーク受付票などの求職活動をしていることがわかる書類(90日以内に就労証明書の提出が必要)
⑦ 就学		下記いずれか ・学生証の写し ・在学証明書の写し ・時間割表等のコピー ※入学前の場合は、合格通知書の写しを提出し、入学後に学生証の写しを追加で提出してください。

令和6年度

小美玉市放課後児童クラブ入会（夏休み）手続きについて

受付期間

令和6年6月3日(月)～令和6年6月21日(金)

※土日祝日を除く

必要書類

小美玉市のホームページから印刷または、下記の窓口にてお受け取りください。ご家庭の状況により提出する書類が異なりますのでご注意ください。

必要書類の受け取り・提出先

場 所	担 当	受付時間
玉里総合支所2階	福祉部 こども課	平日の午前8時30分から 午後5時15分まで
小美玉市役所本庁1階	福祉事務所 美野里支所	
小川総合支所1階	福祉事務所 小川支所	
ご利用希望の 放課後児童クラブ	放課後児童クラブ支援員	平日の午後3時00分から 午後6時00分まで

ご利用希望の放課後児童クラブに提出の際は、書類一式を封筒に入れてください。ただし、書類の提出はお子様一人ごとに必要です。（受付期間を過ぎた場合はこども課もしくは福祉事務所美野里支所、福祉事務所小川支所にて必要書類の受け取り、提出をお願いいたします。必ず、受付期間内のお申込みをお願いいたします。）

受付期間内に申請された方を優先して審査し、入会決定を行った後に、受付期間後に申請された方を審査します。受付期間を過ぎてからの申請は、入会決定が遅くなる他、定員により入会できない場合があります。また、受付期間中の申請であっても、定員を超えた場合、低学年児童等の入会の必要性が高い児童を優先します。

申請から利用開始まで

申請書類を審査のうえ、入会の可否について7月上旬に通知します。
入会が決定となった方には、利用案内や負担金の口座引き落としの手続きなどについて、あわせてご案内いたします。

問い合わせ先 小美玉市福祉部こども課育成係 TEL0299-48-1111 内線3242・3247

放課後児童クラブの連絡先

公立児童クラブ

公立の放課後児童クラブは、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」に運営を委託し、実施しています。

※玉里学園義務教育学校区については、公立の児童クラブは開設せず、民間運営の児童クラブのみとなります。民営の児童クラブについては、各児童クラブへ直接お申込みください。

※土曜日は、羽鳥小・小川北義務教育学校放課後児童クラブで開設

名称	所在地	電話番号
小川南小放課後児童クラブ 1 組	小川南小内余裕教室	080-2082-1003
小川南小放課後児童クラブ 2 組		080-1235-3524
小川南小放課後児童クラブ 3 組		080-2673-3562
小川北義務教放課後児童クラブ 1 組	小川北義務教敷地内 専用施設	070-4510-0139
小川北義務教放課後児童クラブ 2 組		080-2082-1005
小川北義務教放課後児童クラブ 3 組		080-2082-1006
※羽鳥小放課後児童クラブ	羽鳥小敷地内専用施設	080-2082-1007
※竹原小放課後児童クラブ	旧竹原幼稚園	080-1266-1043
堅倉小放課後児童クラブ	堅倉小内余裕教室	080-2082-1008
※納場小放課後児童クラブ	納場小内余裕教室	070-4510-8333

※納場小・羽鳥小・竹原小放課後児童クラブは
定員に空きがないため夏休み期間の申し込みはできません

民間児童クラブ

名称	所在地	電話番号
げんきっ子クラブ (ポポロ・アメニティー館)	小美玉市納場 111-1	0299-48-1789(代表)
放課後児童クラブ 玉里学園るんるん	小美玉市上玉里 1243-1	0299-57-2666 (休所日は 玉里第二保育園に転送)
太陽保育園放課後児童クラブ	小美玉市鶴田 136-5	0299-48-2253
四季の杜保育園放課後児童クラブ	小美玉市堅倉 1570-6	0299-48-3888
放課後児童クラブ るんるんはとり	小美玉市羽鳥 2815-1	0299-28-7628
放課後児童クラブ レゴ・リバティ	小美玉市羽鳥東裏 2698-63	0299-56-7373

春・夏・冬休み期間（長期）の開設時間延長のおしらせ

令和6年7月20日より長期休業期間のみ（土曜含む）開設時間が
7時30分から18時30分までとなります。

（基本の開設時間は8時～18時です）

利用するお子さんは申込書にて時間帯を選択してください。

延長の利用料が1,000円追加でかかります。

毎月の保護者負担金と一緒に口座振替でのお支払いになります。

例) 区分⑩夏休みのみ 7:30～18:30で利用の場合

12,000円+1,000円（7:30～8:00延長分）=13,000円

区分③夏休みのみ 7:30～18:00で利用の場合

7・8月利用料12,000円+1,000円（7:30～8:00延長分）=13,000円

※延長分の引き落としは8月です

現在通常で利用しているお子さんについても、利用区分変更
で利用可能です。

保護者負担金の減免について

保護者負担金は、以下いずれかの項目に該当する場合のみ
「負担金減免等申請書」を提出することによって免除または減額となります。
（審査の結果、減免にならない場合（却下）があります。）

- ①生活保護法による生活保護を受けている世帯・・・・・・・・・・免除
- ②母子または父子家庭の世帯で住民税が非課税の世帯・・・・・・・・・・免除
- ③世帯内に障がい児（者）のいる世帯で住民税が非課税の世帯・・・・・・・・・・免除
- ④住民税が非課税の世帯・・・・・・・・・・半額
- ⑤母子または父子家庭もしくは障がい児（者）のいる世帯で住民税が均等割
のみの世帯・・・・・・・・・・半額

★減免の決定は年度毎になりますので、

希望する場合は必ず年度毎に申請してください

減免を希望される方は、市窓口、ご利用の放課後児童クラブもしくはHPにて
「負担金減免等申請書」を取得し、提出して下さい。